



2019年11月22日
沖縄電力株式会社

「託送供給等約款」の認可申請について

当社は、国の審議会における議論を踏まえ、本日、「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたのでお知らせします。

見直しの概要は、以下のとおりです。

1 送電ロス率の見直し

送電ロス率^{※1}については、託送料金を設定する際に、将来における系統の状況等を踏まえて設定しておりますが、実際の送電ロス率に近づけるべく、過去3年分の実績の平均値に見直します。

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	6.9%	5.7%
高圧で供給する場合	2.5%	2.6%
特別高圧で供給する場合	1.0%	0.6%

※1 発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率をいい、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る送電ロスの合計に相当する量の電気の調達を行います。

2 FIT電源に係る発電計画の運用見直し

FIT電源^{※2}の特例発電バランシンググループ（FIT特例①）^{※3}については、現行、実需給の前々日16時までに、当社から小売電気事業者等に発電計画値を通知しておりますが、予測誤差の低減を図るため、更に前日6時までに最新情報にもとづき発電計画値を通知するよう見直します。

※2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度にもとづく再生可能エネルギー電源。

※3 FIT発電事業者と電力受給契約を締結した小売電気事業者等が設定する発電バランシンググループのこと。太陽光発電・風力発電は天候等の影響により発電計画値の策定が困難であることを踏まえ、一般送配電事業者が発電計画値を策定し、小売電気事業者等に通知を行うもの。

3 系統連系技術要件の見直し

再生可能エネルギー電源の導入拡大に伴い、系統の安定化に必要となる調整力を確保し、火力発電設備等が具備すべき調整力機能等に関する技術要件および風力発電の出力変動緩和対策等に関する技術要件等を反映すべく、系統連系技術要件^{※4}を見直します。

※4 電力供給の安定と質の維持、および系統運用の保安維持のため、発電設備等が当社の系統へ連系するにあたり必要となる技術的な要件のこと。

なお、託送供給等約款は、経済産業大臣の認可を経て、1については2020年2月1日、2および3については2020年4月1日の実施を予定しています。

以 上

(参照URL)

託送供給等約款変更認可申請書（令和元年11月22日）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>